

令和5年6月定例県議会

経済環境常任委員会報告事項

環境生活部

目 次

1	水俣病対策の状況について（環境政策課・水俣病審査課）……………	1
2	地下水を基にした経済発展と地下水保全の両立を目指した地下水涵養指針の見直し等について（環境立県推進課）……………	5
3	「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果（令和4年度）（環境保全課・港湾課・都市計画課）……………	12
4	生物多様性くまもと戦略2030策定について（自然保護課）……………	14

水俣病対策の状況について

令和5年（2023年）6月21日

環境政策課・水俣病審査課

1 認定審査業務の状況について

(1) 認定審査の状況

- 平成28年度以降、これまでに認定審査会を計40回開催し、1,499人の審査を完了した。
- 新型コロナウイルスの感染防止対策を図りながら、引き続き、丁寧に認定審査を進めていく。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5※	累計
認定審査会	6回	6回	6回	5回	5回	5回	6回	1回	40回
審査数	269	320	320	250	120	85	120	15	1,499

※R5は令和5年5月末現在。

(2) 認定申請の状況

- 未決定者数は、平成27年度末の1,264人から令和5年5月末の383人まで減少。
- 未決定者のうち、寝たきり等で移動が困難な方や検診等に応じていただけない方など、審査に時間を要する方々が約4割。往診や送迎支援を行うとともに、申請者の個々の事情を確認した上で、可能な限りその意向に沿えるよう文書や訪問により調整を重ねるなど、より丁寧な対応を行っていく。
- また、未決定者の6割超が再申請者となっている。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5※
申請者数	185	106	89	99	46	108	149	23
認定者数	2	0	0	1	0	0	1	0
棄却者数	246	314	301	276	98	77	116	19
年度末未決定者数	1,146	890	632	419	359	369	380	383

※R5は令和5年5月末現在。

2 裁判等の状況について

- ・熊本県が被告となっている係属中の裁判は、今年5月末現在、国家賠償等請求訴訟が3件、本県の棄却決定の取消しと認定義務付けを求める行政訴訟が4件、合計7件となっている。（下表「係属中の水俣病関係訴訟」参照）
- ・このうち、③の訴訟は、今年9月27日に大阪地裁で判決言渡しがある。
- ・このほか、公健法に基づく申請に係る棄却決定に対する行政不服審査も、今年5月末現在で73件の請求が出されている。

【係属中の水俣病関係訴訟】

令和5年5月末現在

	提訴日	原告	被告	請求内容	裁判所
①	H25. 6. 20※	1,415人 (水俣病不知火患者会)	国・熊本県 ・チッソ	損害賠償	熊本地裁
②	H26. 8. 12※	75人 (水俣病不知火患者会)	同上	同上	東京地裁
③	H26. 9. 29※	130人 (水俣病不知火患者会)	同上	同上	大阪地裁
④	H27. 10. 15	7人 (水俣病被害者互助会)	熊本県・ 鹿児島県	棄却取消し・ 認定義務付け	福岡高裁
⑤	H30. 12. 19	1人 (個人)	熊本県	同上	熊本地裁
⑥	R2. 6. 18	1人 (個人)	同上	同上	熊本地裁
⑦	R4. 5. 25	1人 (個人)	同上	同上	大阪地裁

※ 記載の期日は、第1陣の提訴日。

【不服審査請求】

再調査請求 19件（令和5年5月末現在）
審査請求 54件（令和5年5月末現在）

3 JNC株式会社（チッソ事業子会社）の令和4年度決算の概要について

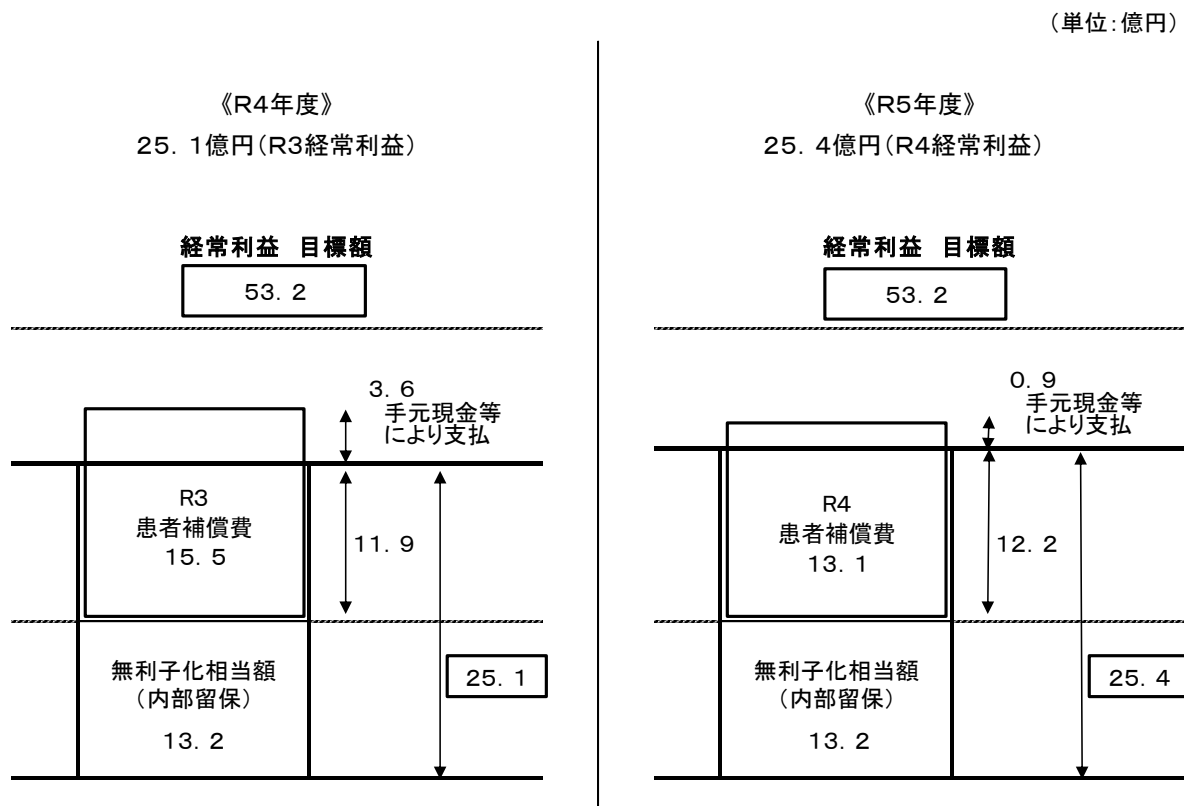
JNC株式会社の令和4年度決算概要が、今年5月12日に以下のとおり発表された。

- ・液晶事業での出荷低調等により売上は減少したが、令和3年3月に策定した業績改善計画（期間：R2～R6）に基づく構造改革が進められ、生産性向上や既存製品拡販による黒字化戦略が遂行されたことなどから増益となり、売上高は約535億円、経常利益は25億円であった。
- ・金融支援抜本策における経常利益目標額の53億円を下回る額ではあるが、患者補償金の支払は確実に遂行する。

【過去10年間のJNC（株）の経営状況の推移】 単位：億円

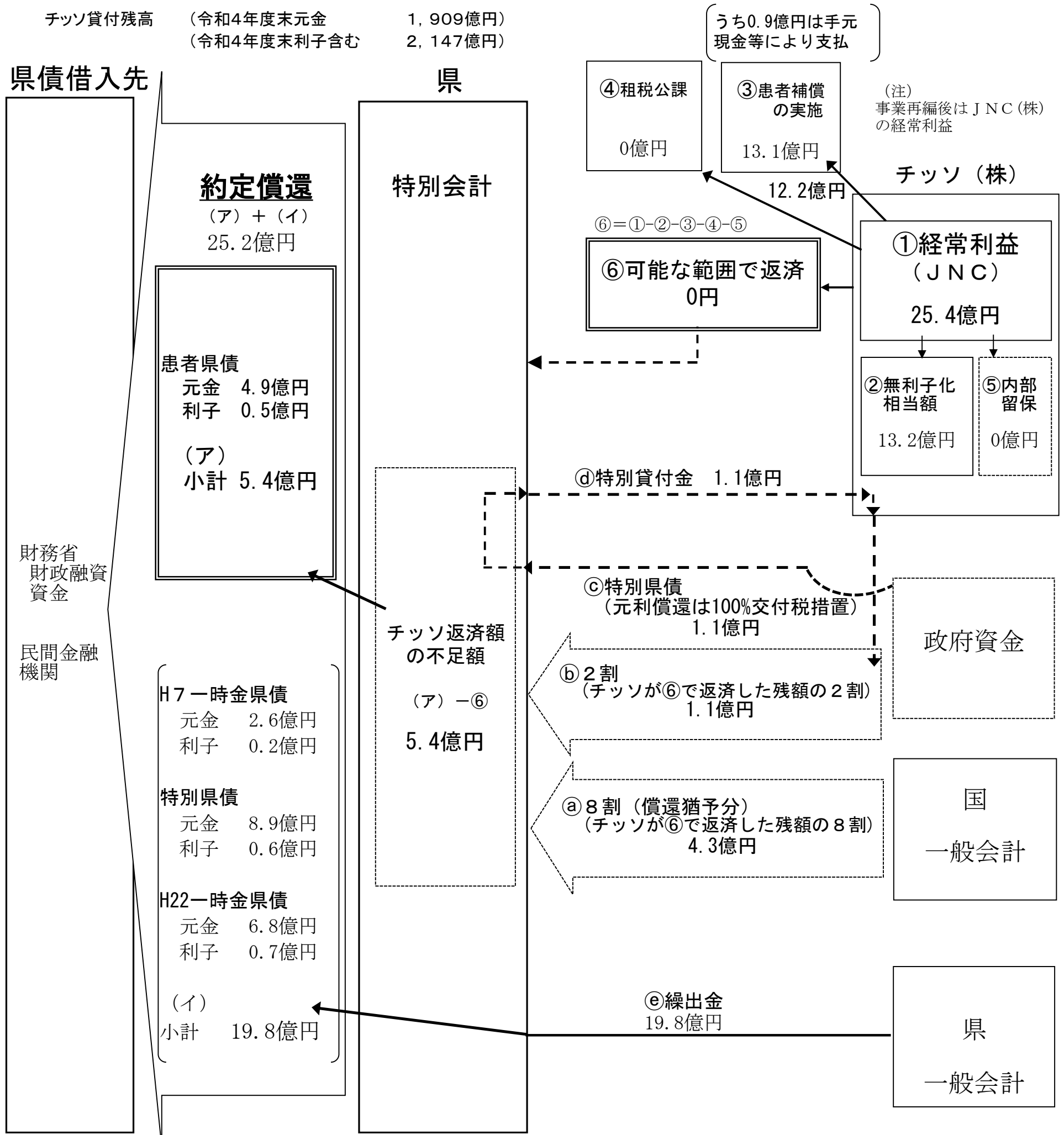
会計年度	H25	H26	H27	H28	H29
売上高	1,194	826	852	750	762
経常利益	91	103	76	60	56
会計年度	H30	R1	R2	R3	R4
売上高	649	597	506	581	535
経常利益	53	32	17	25	25

【参考1】経常利益の配分図（JNC（株）R4決算反映）



※端数処理により各数値の計が一致しないことがあります。

【参考2】チッソ株式会社に対する金融支援措置の仕組み(JNC(株)R4決算反映)



■患者県債

患者補償金の支払によりチッソの経営が危機的状況に陥ったため、国の要請を受け、昭和53年から、患者補償の資金不足を補うため、患者補償支払額の範囲内で、県が県債を発行し、チッソに貸し付けたもの（平成12年からチッソ金融支援抜本策の実施に伴い、患者県債方式は廃止）。

■H7一時金県債

平成7年の政治解決に基づきチッソが支払う一時金等の資金を、(財)水俣病問題解決支援財団から貸し付けるための出資金（負担割合：国85%、県15%）に係る県負担分について、県債を発行したもの。

■特別県債

平成12年のチッソ金融支援抜本策により、チッソは経常利益から可能な範囲で県へ債務を返済し、約定價還に不足する額について、8割を支払猶予し、2割については、特別県債を発行し、チッソに償還のため貸し付けているもの。

■H22一時金県債

水俣病被害者救済特措法による救済に基づき、チッソが支払う一時金等の資金を、(財)水俣・芦北地域振興財団から貸し付けるための出資金（負担割合：国85%、県15%）に係る県負担分について、県債を発行したもの。

報告事項

地下水を基にした経済発展と地下水保全の両立を
目指した地下水涵養指針の見直し等について

令和5年（2023年度）6月21日

環境立県推進課

1 熊本の地下水が豊富な要因～地下水量は琵琶湖の1.6倍との研究も～

① **地質的要因**：阿蘇山の火砕流堆積物が100m以上も厚く降り積もった熊本の大地の地層は水が浸透しやすく、熊本地域に降った雨や農業用水が、地下に浸透し、多孔質な帯水層等に豊富に豊富で良質な水が蓄えられる。



② 歴史的要因

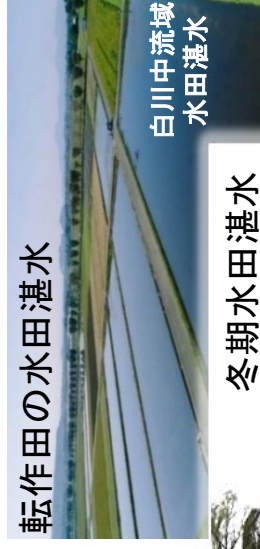
約400年前、加藤清正公が堰と水路を築き開墾された白川中流域の水田は通常の5倍～10倍も水が浸透するため、大量の水が地下に浸透し、ますます地下水が豊富になった。

③ 地下水量

熊本地域の地下水量は琵琶湖の1.6倍程度に上る莫大な量（熊本地域の地下水取水量の275年分）との研究があるが、併せて、現状のバランスを確保し持続的に使う仕組み作りが必要と指摘されている。

2 地下水の人工涵養

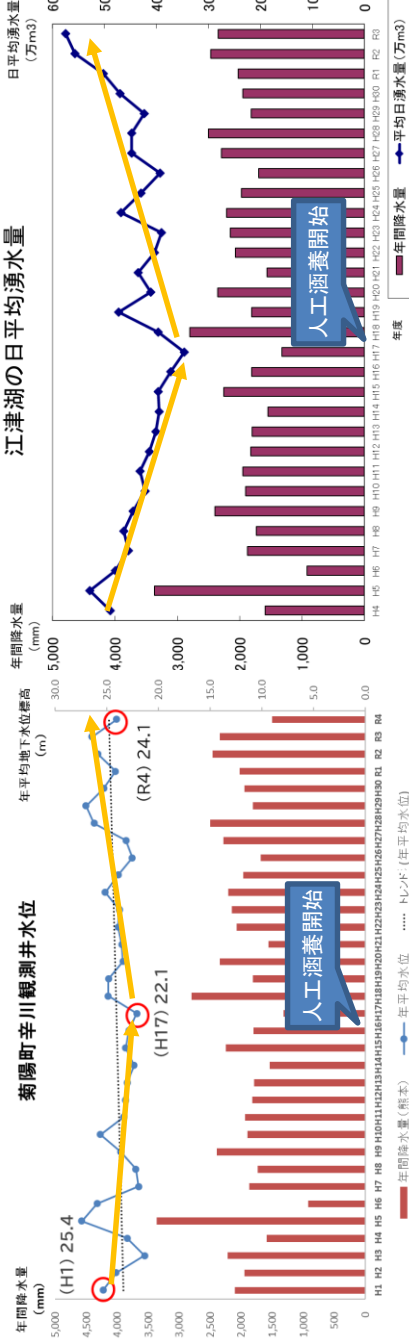
熊本ならではの地質的・歴史的要因を生かし、地下水涵養能力が高い白川中流域や、周辺の台地で、水田湛水を実施することにより、人工的に地下水の涵養を行っている。



熊本地域の地下水の現状

地下水位の経緯等

- 地下水位は長期的に低下傾向にあり、江津湖の湧水量も減少傾向にあったため平成16年度以降白川中流域等で人工的な地下水涵養を開始



現状

- 人工的な涵養開始後、県の観測井戸の水位の多くは回復傾向にあり、現状の取水量と涵養量のバランスを確保し、地下水を持続的に使う仕組み作りが必要

地下水涵養指針の見直しの検討に係る経過

地下水涵養指針の見直しのため、環境審議会内に「地下水涵養指針等改正検討部会を設置し、改正案について協議、計2回の検討を経て了解を得た。

1 委員

部長：嶋田 純 氏	(熊本大学特任教授・名誉教授)
委員：植田 圭治 氏	(熊本県環境保全協議会副会長)
早田 順一 氏	(熊本県市長会(山鹿市長))
太田 リカ 氏	(空間デザイナー、グラフィックデザイナー)
岡本 智伸 氏	(東海大学農学部教授)
鍵山 恒臣 氏	(阿蘇火山博物館学術顧問)
田中 信廣 氏	(元県地下水保全アドバイザー)
細野 高啓 氏	(熊本大学大学院先端科学研究部教授)
村上 泰浩 氏	(元崇城大学工学部教授)
山田 勝雅 氏	(熊本大学水循環型・減災研究教育センター准教授)

2 経緯

- R5.3.22 熊本県環境審議会において、検討部会の設置について審議、承認。
- 4.24 第1回地下水涵養指針等改正検討部会開催
- 5.19 第2回地下水涵養指針等改正検討部会開催、改正案について了解
- 6.12 環境審議会から県に対して答申

涵養指針の課題と対応

現在の地下水涵養指針は「当面、**地下水採取量の1割**を目標として地下水涵養に取り組むものとする」とされており、地下水採取量が増大した場合、**現状の地下水の収支バランスが確保できない可能性**がある。

新たな取水(現行指針)

地下水は90%採取量超過

～現状の地下水の収支バランスが崩れる可能性～

現行指針に
基づく涵養
10%

新たな取水(指針見直し)

取水量が増える新規掘削井戸は、「見合う量の涵養」義務化

※取水量が増えない既存井戸等は「努力義務」

自主的
な更なる涵養

地下水保全のために課された制限(アセス)緩和

地下水の量的な負荷を与えない事業者には規制を緩和(面積25ha→50ha)

「取水量+開発による涵養減」を超える涵養を促す誘導策の検討

企業等の取組みを顕彰

(参考①) 地下水涵養指針の見直し内容

1 地下水涵養指針の目標値の見直し

「当面、地下水採取量の1割を目標」とされている涵養指針の目標値について、現状の地下水の収支バランスを保つことに重点を置いた見直しを行う。

(改正案) 1割を目標⇒「地下水採取量に見合う量を目標」

2 既存許可事業者等との関係

既存の許可井戸の採取量と涵養量のバランスは既に取れていることから、**採取量が増える場合は「採取量に見合う量の涵養を義務」とする。**

一方、採取量が増えない場合は「努力義務」とし、現状の取組みも可とする。

対象事業者等	既存井戸	新規掘削井戸(更新含む)
		採取量が増えない場合
地下水許可採取者	努力義務 (現状の取組みも可)	義務(地下水採取に見合う量)

(参考②) 環境アセスメントに係る地下水涵養誘導策の概要

現行の規模要件

全県
面積50 ha以上



地下水保全地域
面積25 ha以上

【規模要件の考え方】

本県では、水道水の約80%を地下水に依存しており、地下水が重要な資源である。そのため、地下水保全地域においては**涵養域の保全の観点から他の地域よりも厳しい規模要件とすべき。**

(H11.12.3環境審議会答申)

- **事業により取水する地下水量 + 開発による涵養減を超える涵養が行われることが確実ならば、規模要件を他の地域と同等にしても問題ないのではないか？**
- **事業者による「取水量 + 涵養減を超える涵養」が進めば、結果的に涵養量の増加が期待できる。**

環境アセスメントに係る地下水涵養誘導策

地下水採取量 + 開発による涵養減を超える地下水涵養に組み込む面的開発事業については、県環境影響評価条例の規模要件を緩和する

(改正案)
面積50 ha以上（地下水保全地域においては面積25ha以上。ただし「取水量 + 開発による涵養減」を超える地下水涵養が行われる場合を除く）

「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果 及び水俣湾埋立地の点検・調査結果（令和4年度）

令和5年（2023年）6月21日
環境保全課・港湾課・都市計画課

1 水俣湾の水質等の水銀調査結果・・・・・・・・・・[環境保全課]

(1) 調査の趣旨

平成13年（2001年）3月14日付けで策定した「水俣湾環境対策基本方針（水俣湾魚介類の安全確認後の対応について）」に基づき、中長期的視点から水俣湾の環境状況を把握するため、平成13年度（2001年度）から毎年、水質、底質、埋立地周辺地下水及び魚介類の水銀含有量等について調査を実施している。

(2) 調査項目、調査時期等

調査項目	調査時期等
水質	2地点 年4回（6、8、10、2月）
底質	3地点 年1回（10月）
地下水	2地点 年2回（8、2月）
魚介類	湾内 年1回（7月）

(3) 調査結果

- ア 水質及び地下水ともに、全ての調査において総水銀は検出されなかった。
イ 底質については、総水銀は3地点全て「水銀を含む底質の暫定除去基準値（25ppm）」を超えなかった（最大で4.6ppm）。
ウ 魚介類については次のとおりで、暫定的規制値を超えなかった。

（単位：ppm）

魚種	項目	令和4年度	暫定的 規制値
カサゴ	総水銀	0.33	0.4
	メチル水銀	0.23	0.3
ササノハ ベラ	総水銀	0.16	0.4
	メチル水銀	0.11	0.3

（注）暫定的規制値とは

魚種ごとに総水銀含有量の平均値が0.4ppmを超え、かつ、メチル水銀含有量の平均値が0.3ppmを超えるものをいう。「水銀に係る環境調査の取扱いについて（昭和48年10月3日付け環境事務次官・農林事務次官・通商産業事務次官通知）」

(4) 今後の対応

令和5年度（2023年度）も、同様の調査を予定している。

2 水俣湾埋立地の点検・調査結果・・・・・・・・・・[港湾課・都市計画課]

(1) 点検・調査の趣旨

水俣湾埋立地の点検・調査は、「水俣湾環境対策基本方針」に基づき、埋立地の安全性の確認と必要な補修を把握することを目的として、平成13年度から毎年実施している。点検・調査の内容は、「水俣港埋立地管理補修マニュアル（令和5年3月改訂）」による。

(2) 点検・調査項目、調査時期等

点検・調査項目	調査対象	調査時期
水質検査	埋立地護岸前面海域（6地点） 埋立地内地下水（2地点）	R4.10～R5.3 （年1回）
地盤調査	埋立地全域（約58ha）	
構造物変状調査	護岸・岸壁・物揚場・水路（約5km）	

(3) 点検・調査結果

- ア 埋立護岸前面海域（6地点）及び埋立地内地下水（2地点）を採水し調査した結果、総水銀は検出されなかった。
- イ 埋立地全域での水準測量（標高の測定）の結果、異常な沈下及び陥没は見られなかった。
- ウ 埋立地外周施設（護岸・岸壁・物揚場）及び水路における変位・劣化・損傷及び鋼材の腐食状況調査の結果、構造に影響を及ぼすような変状等は見られなかった。

(4) 今後の対応

令和5年度（2023年度）も、同様の点検・調査を予定している。

生物多様性くまもと戦略 2030 策定について

令和 5 年（2023 年）6 月 21 日
自然保護課

1 策定の背景

平成 20 年（2008 年）6 月の生物多様性基本法施行により、国では生物多様性国家戦略が策定され、都道府県でも地域戦略の策定が努力義務とされた。これを受け、本県では平成 23 年（2011 年）2 月に「生物多様性くまもと戦略」を策定。

今般、国が 2030 年を目標とした新たな戦略を策定することに合わせて、本県でも国内外の生物多様性をめぐる状況の変化を踏まえ、新たな戦略として、「生物多様性くまもと戦略 2030」を本年 3 月に策定。

2 主なポイント

(1) 現状

① 生物多様性の危機

- ・ 人間活動や開発の拡大
- ・ 自然に対する人間の働きかけの減少
- ・ 外来生物や化学物質等の人による持ち込みの拡大
- ・ 地球温暖化 等

② 生物多様性を巡る国内外の動向

- ・ 新型コロナウイルスの流行や海洋プラスチック汚染問題 等

(2) 行動計画と数値目標

	項目	行動計画	数値目標
1	多様で健全な生態系の保全	12 項目	9 項目
2	生物多様性の恵みの持続可能な利用	16 項目	6 項目
3	生物多様性を守り生かす社会づくり	11 項目	10 項目
	合計	39 項目 (30 項目)	25 項目 (18 項目)

※詳細は別紙「生物多様性くまもと戦略 2030 概要」のとおり。

※今回、行動計画の項目数と数値目標の項目数を拡充。()内は、従前の項目数。

(3) 対象期間

令和 5 年（2023 年）4 月から令和 13 年（2031 年）3 月までの 8 年間

(4) 戦略の推進体制

- ・ 庁内の関係課で構成する「熊本県庁生物多様性施策推進連携会議」において、戦略の点検、評価及び見直しを行い、総合的に推進する。
- ・ 戦略の推進に当たっては、多様な主体（県、市町村、教育・研究機関、企業等）で連携していく。

生物多様性くまもと戦略2030 概要

第1章 戦略の策定にあたって

1 戦略策定の背景
 これまでの本県の生物多様性保全に係る取組みを評価し、社会情勢の変化を踏まえながら、2030年を新たな目標年として、本県における生物多様性の保全とその恵みの持続可能な利用に関する基本的な考え方と県の施策を示すための戦略を策定。

2 基本的な考え方
 (1) 多様な自然環境の保全
 (2) 生物多様性の恵みの持続可能な利用
 (3) 事業実施にあたっての予防的対策と順応的方法による対応
 (4) 長期的な観点からの生態系の保全・再生
 (5) 気候変動対策の視点

3 戦略の位置づけ

4 対象期間
 令和5年度(2023年度)～令和12年度(2030年度)(8年間)

5 対象区域
 熊本県下全域

第2章 生物多様性の現状と課題

1 生物多様性の危機
 「生物多様性」は、私たちに様々な恵み(生態系サービス)をもたらすが、「生物多様性」は以下四つの危機に面している。
 (1) 人間活動や開発などが引き起こす負の要因によるもの
 (2) 自然に対する人間の働きかけが減ることによるもの
 (3) 外来生物や化学物質などを人が持ち込むことによるもの
 (4) 地球温暖化をはじめとした地球環境の変化によるもの

2 生物多様性を巡る国内外の動向
 (1) COP15における「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択
 (2) 新型コロナウイルスの流行
 (3) 海洋プラスチック汚染問題 等

3 熊本県の生物多様性の現状と課題
 熊本県の豊かな「生物多様性」のため、以下6つの課題を整理。
 (1) 多様な生態系の保全
 (2) 野生生物の保護
 (3) 生物多様性に配慮した事業活動の推進
 (4) 外来生物への対応
 (5) 生物多様性の概念の県民生活や事業活動への浸透
 (6) 地球温暖化をはじめとした地球環境の変化への対応

第3章 戦略の目標

2050年ビジョン(長期目標)
 『自然共生社会の実現』

2030年ミッション(短期目標)

1 多様な生態系の維持回復	2 種の絶滅の防止	3 生態系サービスの持続可能な利用
4 外来生物の侵入や蔓延の防止	5 一人一人が生物多様性を守りかす社会づくり	6 気候変動をはじめとする社会問題の解決と生物多様性保全の両立

第4章 行動計画(39施策)

1 多様で健全な生態系の保全

(1) 森林、農村、草原、都市、川、海などの多様な生態系の保全
 ① 森林保全の推進
 ② 農村環境の保全と利用
 ③ 阿蘇の草原の維持・再生に向けた取組みの強化
 ④ 都市公園整備
 ⑤ 水環境の保全
 ⑥ 河川整備
 ⑦ 干潟保全の推進
 ⑧ 海洋プラスチックごみ対策【新規】

(2) 自然環境保全地域や希少野生動植物生息地等保護区などにおける指定種や生育環境の保全
 ⑨ 自然環境保全地域などの指定に基づく生態系の保全
 ⑩ 指定希少野生動植物の指定に基づく種の保護や生息地等保護区の指定に基づく生態系の保全
 ⑪ 野生動植物の生息・生育状況の把握(RDBの調査と公表など)

(3) 外来生物対策
 ⑫ 外来生物の侵入と蔓延の防止

2 生物多様性の恵みの持続可能な利用

(1) 農林水産業における生物多様性への配慮
 ⑬ 生物多様性をより重視した農業生産の推進
 ⑭ 農業農村整備
 ⑮ 草原の整備・保全・利用の促進
 ⑯ 森林の整備、管理
 ⑰ バイオマス資源の活用【新規】
 ⑱ 内水面における漁場環境の保全
 ⑲ 水産資源の持続可能な利用
 ⑳ 生物多様性に配慮した漁港・漁場の整備の推進

(2) 野生鳥獣の管理と有効利用
 ㉑ 野生鳥獣の保護管理の推進
 ㉒ ジビエの推進【新規】

(3) 開発や公共事業における生物多様性への配慮
 ㉓ 環境アセスメント、環境配慮システムなど
 ㉔ 再生可能エネルギー導入における適切な立地【新規】
 ㉕ 治山施設の整備
 ㉖ 土砂災害対策
 ㉗ 道路整備
 ㉘ 港湾整備

3 生物多様性を守り生かす社会づくり

(1) 普及啓発や環境教育の推進、県民と連携した生物多様性の保全
 ㉙ 普及啓発事業の充実
 ㉚ 環境センター、ビジターセンターなどを活用した体験活動などの実施
 ㉛ 学校などにおける環境教育の推進
 ㉜ 地域連携による生物多様性を見守り体制の整備

(2) 消費活動等における普及啓発や消費者教育の推進
 ㉝ 環境保全、その他の持続可能な社会の形成に資する消費活動の推進【新規】
 ㉞ 食品ロスの削減に向けた取組の推進【新規】

(3) 生物多様性・自然資本に配慮した事業活動の推進
 ㉟ 熊本県SDGs登録制度【新規】
 ㊱ 企業等による森づくりの推進【新規】

(4) 自然環境の保護と利用の好循環の形成
 ㊲ 自然公園など自然とふれあいの場の保全・整備
 ㊳ 国立公園の利用促進【新規】

(5) 伝統知や自然観の継承
 ㊴ 自然的名勝や天然記念物、文化的景観の保護管理

	【数値目標】※25項目	現状値	目標値
1	間伐実施面積(年間)	6,202ha(2019)	8,000ha(2023)
2	ニホンジカによる人工林被害発生推定面積【新規】	819ha(2019)	740ha(2023)
3	保安林面積	112,532ha(2019)	120,000ha(2023)
4	新規林業就業者数【新規】	85人(2019)	110人(2023)
5	阿蘇草原応援企業サポーター認定事業者数【新規】	0社(2021)	30社(2023)
6	汚水処理人口普及率	88.1%(2020)	99.8%(2035)
7	レッドデータブックやレッドリストの発行	レッドデータブック2019	レッドリスト2024
8	熊本県博物館ネットワークセンター資料データベース登録数	251,000件(2021)	314,000件(2030)
9	標本受入資料数【新規】	16,000点(2021)	17,000点(2030)
10	販売農業者に占めるくまもとグリーン農業生産宣言者の割合【新規】	52%(2018)	70%(2024)
11	森林インストラクターの認定数【新規】	243人(2019)	320人(2023)
12	県民参加の森林づくりへの参加者数【新規】	7,087人(2019)	10,000人(2023)
13	バイオマス利用率(年間)【新規】	廃棄物系94%(2018) 未利用系93%(2018)	廃棄物系95%(2030) 未利用系95%(2030)
14	イノシシによる農林水産物被害額(年間)	253百万円(2020)	150百万円(2026)
15	ニホンジカ生息頭数	89,220頭(2020)	44,000頭(2026)
16	県立自然公園利用者数(年間)【新規】	11,269千人(2019)	13,500千人(2030)
17	国立公園利用者数(年間)【新規】	2,178万人(2018)	2,740万人(2023)
18	自然環境講座参加者数(年間)【新規】	60人(2021)	100人(2030)
19	生物多様性の認知度(言葉の意味を知っている)	18%(2020)	50%(2030)
20	生物多様性の認知度(言葉を聞いたことがある)	38%(2020)	80%(2030)
21	熊本県環境センター主催事業参加者数(年間)【新規】	3,033人(2021)	3,500人(2025)
22	県有ビジターセンター来館者数(年間)(天草/富岡)【新規】	44,192人(2019)	55,000人(2030)
23	「熊本どこでもミュージアム」の動植物関連コンテンツ数【新規】	12(2021)	30(2030)
24	学校版環境ISO実施校数	100%(2021)	現状維持(2030)
25	食品ロス削減に取組んでいない消費者の割合【新規】	19.8%(2021)	10%以下(2030)

第5章 戦略の推進体制と進行管理

